

宮野地区防犯灯設置事業費補助金交付要綱事務取扱

1. 宮野地区防犯灯設置事業費補助金交付要綱第2条別表1に掲げる補助金は以下のとおりとする。
 - (1) 特別加算補助金とは、防犯灯設置事業を推進するため、基本補助金と併せて設定する。
 - (2) 指定箇所加算とは、設置が進まない場所への設置を推進することを目的とし、以下のように定める。
 - ①指定箇所は、調査団体で設置要望箇所を調査し、関係部会で指定する。
 - ②関係部会は、みやの地域づくり協議会「総務部会」及び「安心・安全部会」とする。
 - ③調査団体は、町内会、小学校PTA・中学校親育会、山口県立大学、青少協、子ども会育成連絡協議会等とし、関係部会で定める。
 - ④調査団体は実態を調査し、希望箇所を関係部会に提出する。
 - ⑤関係部会は提出された設置要望箇所を審議し、指定箇所を決定する。
 - ⑥地域づくり協議会長は指定箇所を全町内会に通知する。
 - (3) 関係部会は指定箇所を毎年度見直すこととし、地域づくり協議会長は指定箇所の変更があった場合は、全町内会に通知する。